

同(小坂憲次君紹介)(第一二九号)
同(宮下創平君紹介)(第一三〇号)
同(若林正俊君紹介)(第一三一号)
同(小川元君紹介)(第一九六号)
同(田中秀征君紹介)(第一九七号)
子供たちの健やかな成長のための保育・医療制度の拡充に関する請願(岩佐恵美君紹介)(第一七五号)

同(穀田恵二君紹介)(第一七六号)
同(佐々木陸海君紹介)(第一七七号)
同(志位和夫君紹介)(第一七八号)
同(寺前巖君紹介)(第一七九号)
同(中島武敏君紹介)(第一八〇号)
同(東中光雄君紹介)(第一八一号)
同(不破哲三君紹介)(第一八二号)
同(藤田スミ君紹介)(第一八三号)
同(古堅実吉君紹介)(第一八四号)
同(正森成二君紹介)(第一八五号)
同(松本善明君紹介)(第一八六号)
同(矢島恒夫君紹介)(第一八七号)
同(山原健二郎君紹介)(第一八八号)
同(吉井英勝君紹介)(第一八九号)
同月八日

保険によるよい入れ歯の保障に関する請願(石田幸四郎君紹介)(第一二二二号)
同(上田勇君紹介)(第一二二三号)
同(二見伸明君紹介)(第一二四号)
人権保障に基づく障害者施策の確立に関する請願(榎屋敬悟君紹介)(第一二五号)
年金水準の確保に関する請願(岡崎宏美君紹介)(第一二六号)
同(中山利生君紹介)(第一二七号)
同(宮下創平君紹介)(第一二八号)
同(櫻内義雄君紹介)(第一二九号)
同(村田吉隆君紹介)(第一三〇号)
同(山本拓君紹介)(第一三一七号)
年金水準の確保及び年金の併給調整の緩和に関する請願外一件(塚原俊平君紹介)(第一二九号)
同外一件(蓮実進君紹介)(第一三〇号)

同(藤尾正行君紹介)(第一三二二号)
同(渡辺美智雄君紹介)(第一三三二号)
同(赤城徳彦君紹介)(第一三六九号)
同(高市早苗君紹介)(第一三七〇号)
同(野中広務君紹介)(第一三七二号)
同(平林鴻三君紹介)(第一三七二号)
同(奥野誠亮君紹介)(第一三九二号)
同(狩野勝君紹介)(第一三九三号)
同(久間章生君紹介)(第一三九四号)
同(野田実君紹介)(第一三九五号)
同(小林守君紹介)(第一三八八号)
同(橋本太郎君紹介)(第一三三九号)
同外一件(塚原俊平君紹介)(第一三四〇号)
同(村田敬次郎君紹介)(第一三四一號)
同(山下八洲夫君紹介)(第一三四二号)
同(横光光彦君紹介)(第一三四三号)
国民医療の改善に関する請願(岩佐恵美君紹介)(第一三〇五号)

同(穀田恵二君紹介)(第一三〇六号)
同(佐々木陸海君紹介)(第一三〇七号)
同(志位和夫君紹介)(第一三〇八号)
同(寺前巖君紹介)(第一三〇九号)
同(中島武敏君紹介)(第一三一〇号)
同(東中光雄君紹介)(第一三一一号)
同(不破哲三君紹介)(第一三一二号)
同(藤田スミ君紹介)(第一三二三号)
同(古堅実吉君紹介)(第一三二四号)
同(正森成二君紹介)(第一三二五号)
同(松本善明君紹介)(第一三二六号)
同(矢島恒夫君紹介)(第一三二七号)
同(山原健二郎君紹介)(第一三八八号)
同(吉井英勝君紹介)(第一三一九号)
病院給食の自己負担拡大・有料化等健康保険の改善反対に関する請願(岩佐恵美君紹介)(第一三二〇号)
同(穀田恵二君紹介)(第一三二二二号)
同(佐々木陸海君紹介)(第一三二二三号)
同(志位和夫君紹介)(第一三二三三号)
同(寺前巖君紹介)(第一三二四四号)

同(中島武敏君紹介)(第一三五五号)
同(東中光雄君紹介)(第一三二六号)
同(不破哲三君紹介)(第一三七七号)
同(藤田スミ君紹介)(第一三八八号)
同(古堅実吉君紹介)(第一三二九号)
同(正森成二君紹介)(第一三三〇号)
同(松本善明君紹介)(第一三三一〇号)
同(矢島恒夫君紹介)(第一三三二二号)
同(山原健二郎君紹介)(第一三三三三号)
同(吉井英勝君紹介)(第一三三四四号)
重度心身障害者・寝たきり老人とその介護者が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願(堀込征雄君紹介)(第一三四四号)
は本委員会に付託された。

二月二十八日

地域保健及び福祉対策に関する陳情書(東京都新宿区西新宿二の八の一東京都議会内奥山則男外九名)(第一三一〇号)
介護職員の確保と待遇改善に関する陳情書外一件(名古屋市中区三の九三の一の二愛知県議会内小田悦雄外六名)(第一三二二二号)
乳幼児医療費の充実に関する陳情書外二件(大阪府東大阪市稲葉一の一の一東大阪市議会内大辻二二一外二名)(第一三三三三号)
原爆被害者援護法制定の促進に関する陳情書外三件(岐阜県武儀郡洞戸村市場二九二の三洞戸村議会内武藤仙一外三名)(第一三四四号)
麻薬・覚せい剤等薬物乱用防止対策の推進に関する陳情書外一件(名古屋市中区三の九三の一の二愛知県議会内小田悦雄外九名)(第一三五五号)
退職後の生活の安定と生きがいに関する陳情書(大阪府天王寺区東高津町七の一一大波外三万九千四百七十一名)(第一三六六号)
保育制度の充実に関する陳情書外六件(福島県耶麻郡山都町字蔵ノ後九五四の一山都町議会内渡部得美外十九名)(第一三七七号)
診療報酬の改善に関する陳情書外一件(兵庫県明石市中崎一の一明石市議会内山崎忠義外

一名)(第一三八八号)
病院給食の一部負担導入反対に関する陳情書外六件(札幌市中央区北二条西六北海道議会内桜井外治外六名)(第一三九九号)
健康保険でよい入れ歯の実現に関する陳情書(鹿児島市山下町一一の一鹿児島市議会内森山裕)(第一四〇〇号)
年金制度の改善に関する陳情書外四件(福島県田川市中央町一の一田川市議会内清水宣亮外四名)(第一四〇一號)
沖縄における厚生年金の格差是正に関する陳情書(那覇市泉崎一の一の二沖縄県議会内儀間光男)(第一四二二号)
在日朝鮮人・韓国人高齢者と障害者に対する国民年金法適用等に関する陳情書(宇都宮市旭一の一の五宇都宮市議会内熊本勇夫)(第一四三三号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律案起草の件

○加藤委員長 これより会議を開きます。
厚生関係の基本施策に関する件について調査を進めます。
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般来、各会派間において御協議いただき、意見の一致を見ましたので、委員長において草案を作成し、委員各位のお手元に配付いたしてございます。
その起草案の趣旨及び内容について、委員長から簡単に御説明申し上げます。
本案は、今次の大戦に起因して生じた混乱等により、本邦に引き揚げることができず、引き続き本邦以外の地域に居住することを余儀なくされた中国残留邦人等の置かれている事情にかんがみ、

これらの者の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援を図るため、帰国旅費、自立支度金等の支給、住宅の供給の促進等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、この法律において、「中国残留邦人等」とは、中国の地域における昭和二十年八月九日以後の混乱等の状況のもとで本邦に引き揚げることなく同年九月二日以前から引き続き中国の地域に居住している者であつて同日において日本国民として本邦に本籍を有していたもの及びこれらの者を両親として同月三日以後中国の地域で出生し、引き続き中国の地域に居住している者並びにこれらの者に準ずる事情にあるものとして厚生省令で定める者をいうこと。

第二に、国は、本邦への帰国を希望する中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するため、必要な施策を講ずるものとする。

第三に、国及び地方公共団体は、永住帰国した中国残留邦人等の地域社会における早期の自立の促進及び生活の安定を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

第四に、国は、中国残留邦人等が永住帰国する場合においては、当該中国残留邦人等に対し、厚生省令で定めるところにより、当該永住帰国のため旅行に要する費用を支給すること。

第五に、国は、中国残留邦人等が永住帰国した場合においては、当該中国残留邦人等及びその親族等の生活基盤の確立に資するために必要な資金を、一時金として支給するとともに、国及び地方公共団体は、永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等が日常生活または社会生活を円滑に営むことができるようにするため、これらの者の相談に応じ必要な助言を行うこと、日本語の習得を援助すること等必要な施策を講ずるものとする。

第六に、国及び地方公共団体は、永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等の居住の安定を図るため、公営住宅等の供給の促進及び雇用の機会の確保を図るため、職業訓練の実施、就職のあっせん等並びに必要な教育を受けることができるようにするため、就学の円滑化、教育の充実等のために必要な施策を講ずるものとする。

第七に、国は、中国残留邦人等が一時帰国する場合においては、当該中国残留邦人等に対し、厚生省令で定めるところにより、当該一時帰国のための旅行に要する費用を支給するとともに、出入国管理及び難民認定法その他出入国に関する法令の規定に基づき、円滑に帰国したものは入国することができるよう特別の配慮をするものとする。

第八に、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。その他関係法律について所要の改正を行うものとする。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○加藤委員長 この際、お諮りいたします。お手元に配付いたしております草案を中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律案の成案とし、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○加藤委員長 起立総員。よつて、そのように決しました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

次回、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前九時三十八分散会

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律案

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、今次の大戦に起因して生じた混乱等により、本邦に引き揚げることができず引き続き本邦以外の地域に居住することを余儀なくされた中国残留邦人等の置かれている事情にかんがみ、これらの者の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国した者の自立の支援を行うことを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「中国残留邦人等」とは、次に掲げる者をいう。

一 中国の地域における昭和二十年八月九日以後の混乱等の状況の下で本邦に引き揚げることなく同年九月二日以前から引き続き中国の地域に居住している者であつて同日において日本国民として本邦に本籍を有していたもの及びこれらの者を両親として同月三日以後中国の地域で出生し、引き続き中国の地域に居住している者並びにこれらの者に準ずる事情にあるものとして厚生省令で定める者

二 中国の地域以外の地域において前号に規定する者と同様の事情にあるものとして厚生省令で定める者

2 厚生大臣は、前項第一号又は第二号の厚生省令を定めようとするときは、あらかじめ、法務大臣及び外務大臣と協議しなければならない。

3 この法律において「永住帰国」とは、本邦に永住する目的で本邦に帰国することをいう。

4 この法律において「一時帰国」とは、親族の訪問、墓参りその他の厚生省令で定める目的で本邦に短期間滞在するために本邦に帰国することをいう。

（国等の責務）

第三条 国は、本邦への帰国を希望する中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するため、必要な施策を講ずるものとする。

第四条 国及び地方公共団体は、永住帰国した中国残留邦人等の地域社会における早期の自立の促進及び生活の安定を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、必要があると認めるときは、地方公共団体が講ずる前項の施策について、援助を行うものとする。

第五条 国及び地方公共団体は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援のための施策を有機的連携の下に総合的に、策定し、及び実施するものとする。

（永住帰国旅費の支給等）

第六条 国は、中国残留邦人等が永住帰国する場合においては、当該中国残留邦人等に対し、厚生省令で定めるところにより、当該永住帰国するための旅行に要する費用（当該永住帰国する中国残留邦人等と本邦で生活を共にするために本邦に入国する当該中国残留邦人等の親族等であつて厚生省令で定めるものがある場合には、当該親族等の本邦への旅行に要する費用を含む。）を支給する。

2 国は、中国残留邦人等が永住帰国する場合においては、当該中国残留邦人等及びその親族等（前項に規定する当該親族等をいう。以下第十一条までにおいて同じ。）が出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三十九号）その他出入国に関する法令の規定に基づき円滑に帰国し又は入国することができるよう特別の配慮をするものとする。

（自立支度金の支給）

第七条 国は、中国残留邦人等が永住帰国した場合には、当該中国残留邦人等に対し、厚生省令で定めるところにより、中国残留邦人等及びその親族等の生活基盤の確立に資するために必要な資金を、一時金として支給する。

(生活相談等)

第八条 国及び地方公共団体は、永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、これらの者の相談に応じ必要な助言を行うこと、日本語の習得を援助すること等必要な施策を講ずるものとする。

(住宅の供給の促進)

第九条 国及び地方公共団体は、永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等の居住の安定を図るため、公営住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅をいう。次項において同じ。)等の供給の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、公営住宅の供給を行う場合には、永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等の居住の安定を図られるよう特別の配慮をするものとする。

(雇用の機会の確保)

第十条 国及び地方公共団体は、永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等の雇用の機会の確保を図るため、職業訓練の実施、就職のあっせん等必要な施策を講ずるものとする。

(教育の機会の確保)

第十一条 国及び地方公共団体は、永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等が必要な教育を受けることができるようにするため、就学の円滑化、教育の充実等のために必要な施策を講ずるものとする。

(就籍等の手続に係る便宜の供与)

第十二条 国は、永住帰国した中国残留邦人等が戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第一百条第一項に規定する就籍その他戸籍に関する手続を行う場合においてその手続を円滑に行うことができるようにするため、必要な便宜を供与するものとする。

(一時帰国旅費の支給等)

第十三条 国は、中国残留邦人等が一時帰国する場合、当該中国残留邦人等に対し、厚生省

令で定めるところにより、当該一時帰国のための旅行に要する費用(当該一時帰国する中国残留邦人等に同行する当該中国残留邦人等の親族等であつて厚生省令で定めるものがある場合又は当該一時帰国のために介護人が必要な場合として厚生省令で定める場合には、当該親族等又は当該介護人の本邦への旅行に要する費用を含む。)を支給する。

2 国は、中国残留邦人等が一時帰国する場合に、当該中国残留邦人等並びに前項に規定する当該親族等及び当該介護人が出入国管理及び難民認定法その他出入国に関する法令の規定に基づき円滑に帰国し又は入国することができるよう特別の配慮をするものとする。

附則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(厚生省設置法の一部改正)
2 厚生省設置法(昭和二十四年法律第一百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五十条第八号の次に次の一号を加える。
百八の二 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第 号)の施行に関する事務で厚生省の所掌に属するものを処理すること。

(労働省設置法の一部改正)
3 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改める。

第四十五条第十一号中「及び看護婦等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)」を、「看護婦等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第 号)」に改める。

理由

今次の大戦に起因して生じた混乱等により、本邦に引き揚げることをできず引き続き本邦以外の地域に居住することを余儀なくされた中国残留邦人等の置かれている事情にかんがみ、これらの者の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援を図るため、帰国旅費、自立支度金等の支給、住宅の供給の促進その他の必要な措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

厚生委員會議録第一号中正誤	
ページ	正
八四三	こらから
一六八	農業廃棄物
一六八	産業廃棄物